

議案第104号

新座市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項及び規則で定める事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号（第9号及び第11号を除く。）及び第75条第2項第3号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成等)

第4条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、法第75条（公表に関する手続に係る部分を除く。）の規定の例により、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により作成した個人情報ファイル簿を閲覧に供しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。

この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定により写しの交付を受ける者は、実施機関が別に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新座市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成8年新座市条例第16号）第1条に規定する新座市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新座市個人情報保護条例の廃止)

2 新座市個人情報保護条例(平成16年新座市条例第22号)は、廃止する。

(新座市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の新座市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下この項において「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下この項、附則第5項及び附則第6項において「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第16条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第47条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

(新座市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

9 新座市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年新座市条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(個人情報の取扱い) 第12条 指定管理者は、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新座市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新座市条例第 号)</u> の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理の業務に関して保有する個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。	(個人情報の取扱い) 第12条 指定管理者は、 <u>新座市個人情報保護条例(平成16年新座市条例第22号)</u> の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理の業務に関して保有する個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

令和4年11月29日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。